

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年8月1日
担 当 課	下水道経営課

契約業者名・住所	株式会社トヨタレンタリース新千葉 千葉市中央区登戸2-2-7
工事等の名称	軽貨物自動車賃貸借契約（長期継続契約）
工事等の場所	松戸市根本387番地の5
種 別	自動車賃貸借契約
工事等期間	令和8年7月1日から令和10年6月30日まで
契約金額	月額40,700円（税込）
工事等の概要	軽貨物自動車の賃貸借
随意契約の理由	現行使用している車両は、リース期間が満了となりますが、車両状態は良好であり、また、公用車の管理・運行に関する基準で定めている経過年数及び走行距離をともに下回り、安全面・環境面を勘案しても走行可能と判断されます。 以上のことより、引き続き同車両の使用を希望することから、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社トヨタレンタリース新千葉を相手方とし随意契約するものです。